平成２２年（フ）第７７９号
相模原市緑区下九沢436番地
債務者　楠山　公子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８１号
相模原市中央区上溝3117番地５　フォンティーヌ102号室
債務者　植田　文一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８２号
相模原市中央区上溝3117番地５　フォンティーヌ102号室
債務者　植田恵梨菜
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７８８号
相模原市南区松が枝町１番６号　第一花村コーポ５号室
債務者　本多千鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７９７号
相模原市南区相模大野１丁目12番３号　ルネコスモ203
債務者　瀬川　誠一
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８１３号
相模原市中央区共和３丁目４番４号　シャルティ303号
債務者　関根きみ枝
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１７６８号
東京都町田市三輪町1774番地１
債務者　林　　博保
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７号
東京都立川市一番町５丁目８番地の５都営松中20棟505号
債務者　古田島エイ子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３６号
東京都羽村市羽中３丁目５番４号
債務者　小柴　佳代
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３７０８号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目21番地２　グリンライフＡ202
債務者　土田　　健
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７号
神奈川県大和市上草柳２丁目12番15号　サンハイム201
債務者　小川　芳子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８８号
神奈川県座間市東原２丁目13番24―404号　アシェールさがみ野
債務者　松本　晋也
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７１５号
相模原市中央区上溝2242番地　パークハイツ303
債務者　末吉　達也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２２号
相模原市南区相模大野６丁目23番14―805号
債務者　小林　政彌
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月24日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部